



小久保 照枝 議員
公明党

問 ひきこもり相談窓口の設置を

答 福祉課・社会福祉協議会に対応

問 福祉にかかわる相談内容、相談件数はコロナ前後では変化があるか。

答〔健康福祉部長〕 求職、生活費、債務のことが多く、新規相談件数は増加傾向。

問 生活困窮者自立支援法の相談体制は。

答 生活自立支援センターに相談員3名在籍。

問 支援内容は。

答 就学や就労準備の相談・支援。住居確保給付金の受付、新型コロナウイルス感染症生活困窮者給付金の受付。

問 ひきこもりの相談窓口・支援体制を明確にし、周知・啓発を。

答 福祉課および市社会福祉協議会が担当。相談内容により該当する担当課へつないで問題解決。

市ホームページや広報で周知、啓発。

問 アウトリーチ型支援の取り組みは。

答 家族や地域の人々からの情報が重要な役割。



問 アウトリーチ型支援に専門医が同行出来ないか。

答 訪問支援は難しい。

問 県のSNS相談体制の周知は。

答 相談があれば、次のサポートセンターに繋げる。

問 市内限定で病院へのタクシー無償化は。

答 予定はない。

問 市長の見解は。

答〔市長〕 公的機関並びに民間関係機関などと連携して支援。

※アウトリーチ型支援
行政や支援機関などが積極的に働きかける支援



▲愛知県内のひきこもり相談窓口はこちら

問 私的契約児の無償化を

答 困難な家庭に実施を検討

問 保育所の入所基準に該当しない私的契約児について以下を問う。

問 現在の状況は。

答〔健康福祉部長〕 令和4年3月現在、48人。

問 現在、保育所に私的契約で児童を預けている人の理由は。

答 母親の疾病や障がい傾向のある児童。母親の出産、求職活動等に伴う2か月認定期間。育児休業に伴う1年間の認定期間。



問 特別利用保育の認識は。

答 幼児教育・保育の無償化に伴い、私的契約児についても、一定の条件を設けて、無償化の対象としている自治体があることは認識している。

問 市長の見解は。

答〔市長〕 令和5年度から、障がい等の理由で就労等が困難な家庭に、特別利用保育の実施を検討。